

一般社団法人信州木造住宅協会概要

信州木造住宅協会とは：

地域工務店による工務店の為の木造住宅に携わる協力団体とし、全建連の長野県団体として立ち上げられ、その後 JBN 連携団体として活動を開始し、国産材はもとより、信州産材の普及・促進と地域工務店・地域産業の活性化を目的に立ち上げられた団体です。

協会受理：

平成 21 年 4 月 1 日

協会設立：

平成 21 年 6 月 26 日

JBN 連携団体：

平成 24 年 7 月登録

全建連退会：

平成 24 年 8 月 10 日

一般社団法人化：

平成 23 年 6 月 7 日第 3 回定期総会議題により可決、6 月 15 日許可

協会役員：

代表理事： 田中 俊男(㈱木族の家 会長)

副理事： 織井 常昭(㈱織建 社長)、宮森 建次郎(コージーホーム(㈱) 会長)

理事： 井坪 寿晴(有井坪工務店 社長)、小林 稔政(㈱小林創建 社長)

監事： 五島 幸典(㈱イズミダ 社長)、松澤 正樹(㈱松澤工務店)

名誉顧問： 小林 政幸(㈱小林創建 会長)

顧問： 桜井 秀弥(征矢野建材(㈱) 社長)、市川 善隆(㈱ニッチ 社長)

(推進会員)

事務局長： 佐野 佳孝、事務局次長： 清水 利剛 (征矢野建材(㈱)社員)

事業委員会：

事業委員会： 委員長 井坪 寿晴(有井坪工務店)

副委員長 小林 稔政(㈱小林創建)、矢倉 誠治(コチエ建築設計(㈱))

大森 豊也(セイケンハウス(㈱))、西澤 雄嗣(㈱総合建設西沢商会)

事業委員 下里 優 (㈱木族の家)、斉藤 一徳(㈱斉藤建築)

上條 計 (有松本コンストラクションサービス)、古畑 佳輝(有フルハタ建設)

北澤 宗則(㈱北沢建築)、大月 俊 (㈱木族の家)

熊谷 一子(有ワンズプラス)、市川 善隆(㈱ニッチ)

和田 賢次(征矢野建材(㈱))

事務局所在地：

〒390-1131 長野県松本市今井野尻 5031(ソヤノアークス内)

TEL/FAX：0263-50-3950、メール：builders-support@shinshuu-mjk.jp

構成会員：

正会員(工務店)：111 社、準会員(設計)：2 社、推進会員：2 社、賛助会員(メーカー)：28 社

主な業務:

- ・住宅瑕疵担保責任保険－特定団体(JBN)－特定住宅『JBN 認定品質住宅』告知・募集
- ・住宅瑕疵担保責任保険の JBN 団体割引適用になる『JBN 認定品質住宅』の普及・促進・受付
JBN 認定品質住宅とは、一般的な瑕疵保険技術基準より 1 ランク高い基準により、一般社団法人 JBN(以下 JBN)が各保険会社(住宅保証機構、JIO、住宅あんしん保証、ハウスプラス住宅保証)より特定団体・特定住宅として認められたものであり、その住宅を採用する瑕疵担保責任保険の保険料を割引きするものです。※取扱いについては、事務局までお問い合わせください。
- ・設計サポート(長期優良住宅・認定低炭素住宅・建築確認申請・CASBEE 評価・環の住まい等)
- ・全木協－長野県協会の所属団体として、「地域型住宅グリーン化事業」「木造による応急仮設住宅の建設」「大型木造住宅への取り組み」等の事業参加。
- ・事業委員会を中心とした各事業による研修会・講習会企画運営
- ・各種講習会セミナー、勉強会の開催(JBN、信州共)
- ・紹介業務(地盤調査・地盤保証)(中小企業災害補償)の普及・促進・受付
- ・各種保険(火災保険、工事保険、損害保険)等の取次
- ・JBN レポート(JBN 事務局より毎月の会報)

申し込み方法:

メンバー登録申込書にご記入いただき、事務局まで F A X にてお申し込みください。その後、事務局にて各会員入会ルールに照らし合わせ申し込み受理とし、後日ご請求書をお送りさせていただきます。

会 費:

正会員: 36,000 円/年((一社)JBN 会費 24,000 含む) 準・賛助会員: 24,000 円/年
推進会員: 120,000 円/年(別途 JBN 協力会員への登録が必要)

●正会員入会ルールと位置づけ

- ・関連推進会員の推薦にて入会手続きを進めるものとする。
※推進会員は入会する正会員に於いて、協会の目的・活動内容を説明し理解していただき、その会員は協会の趣旨に賛同していただいたものとする。また、推進会員は都度、事務局へ入会手続きの報告を行う。
- ・協会に年会費を収めることにより、一般社団法人 JBN(以下 JBN)への同時入会を原則とし、内容をご理解いただくものとする。
- ・正会員の自主的な退会について、関係推進会員はその退会理由を確認し、各種資格の失効や、原則として再入会を認めない内容等を伝え、ご理解をいただくものとする。
- ・やむを得ない理由により再入会を希望する場合について、関係推進会員はその理由を確認し、都度理事会での報告を行うものとする。